

令和6年4月11日

報道関係者各位

橿原市役所 こども部 こども政策課

## 令和6年度も「こども食堂」を応援します。

地域のこども・子育てに関わる課題解決を目的として活動されている「こども食堂」の経済的負担を軽減することにより、こども等の居場所や食事の提供機会の安定的な確保に加え、さらなるこども食堂の普及促進を図るため、「橿原市こども食堂開催支援金」と名称を変更し、経済的支援を引き続き行います。

### 【橿原市こども食堂開催支援金 概要】

#### 1. 支援対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 2. 支援対象経費に含まれるもの

- (1) 食材費、(2) 使用料及び賃借料、(3) 消耗品費、(4) 印刷製本費、  
(5) 手数料及び負担金、(6) 保険料、(7) 送料、(8) その他市長が必要と認める経費

#### 3. 支援金額

①・②それぞれの方法で算出した金額の少ない方を限度額とし、限度額の範囲内で支援対象経費の合計額が支援金額となります。

①食事の提供等の回数×5,000円（最大30万円）

②食事等の提供等にかかった経費の支出額から寄附金や参加者負担金等の収入を控除した額

※詳細は橿原市ホームページ (<https://www.city.kashihara.nara.jp>) をご覧ください。

トップページのページID検索で『14180』を入力すると記事ページが閲覧できます。



<本件に関する問い合わせ先>

橿原市こども部こども政策課

橿原市内膳町 1-1-60

TEL:0744-47-2786 (直通)

担当:竹内、西迫